（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第六条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～5　［略］ 6　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　(1)から(7)までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(8)、(9)及び(15)において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(8)、(9)及び(16)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。 この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、非化石証書購入費、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益及び再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この(8)において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費及び地帯間販売電源料を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。 (9)～(17)　［略］ 7～9　［略］ **別表第2**（第6条関係） 1～5　［略］ 6　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　(1)から(6)までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以	**別表第1**（第2条関係） 1～5　［略］ 6　［略］ (1)～(7)　［略］ (8)　(1)から(7)までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(8)、(9)及び(15)において「送配電関連費用」という。）と水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、原子力発電費（使用済燃料再処理等既発電費を除く。）、非ネットワーク給電費用、非ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク一般販売費用を合計したもの（以下この(8)、(9)及び(16)において「送配電非関連費用」という。）とに整理すること。 この際、地帯間購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、他社購入電源費（特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法第16条第1項に基づき一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気に係るもの（再エネ特措法交付金相当額に係るものを除く。）を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用に限る。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益に限る。）、他社販売電源料（原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益及び再エネ特措法第17条第1項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益に限る。）（以下この(8)において「地帯間購入送電費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された地帯間購入送電費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。また、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）及び他社販売送電料（電源線に係る収益を除く。）を、送電費に整理すること。また、地帯間購入電源費及び地帯間販売電源料を、送配電関連費用に配分することにより整理すること。 (9)～(17)　［略］ 7～9　［略］ **別表第2**（第6条関係） 1～5　［略］ 6　［略］ (1)～(6)　［略］ (7)　(1)から(6)までにより整理された送電費、アンシラリーサービス費用、受電用変電サービス費用、配電用変電サービス費用、配電需要家費用、低圧配電費用、高圧配電費用、ネットワーク給電費用、ネットワーク販売需要家費用及びネットワーク一般販売費用を合計したもの（以